

職長(第一線監督者)安全衛生教育開催のご案内

貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当茨木労働基準協会支部の事業運営に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法第60条では、政令で定める業種については事業者に対して『新たに職務に就くことになった職長その他の作業中の労働者を直接指導・監督する者(作業主任者を除く)』に対し、安全衛生教育を実施するよう義務づけられています。また、平成18年1月の改正労働安全衛生規則第40条で、職長教育の教育事項としてリスクアセスメントが従来の事項に追加されていますので、すでに上記立場におられる方(係長、職長、組長等)の再教育としてもご活用いただけます。

大勢の皆さまが受講されますようご案内申し上げます。

☆ 職長等の教育を行うべき業種 ☆

①建設業 ②製造業〔食料品・たばこ製造業(化学調味料製造業、動植物油脂製造業を除く)、繊維工業(紡績業、染色整理業を除く)、衣服その他繊維製品製造業、紙加工品製造業(セロファン製造業を除く)、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業を除く]、③電気業 ④ガス業 ⑤自動車整備業 ⑥機械修理業

記

- 日時 : 1日目 令和元年10月1日(火) 9:15~15:30
2日目 令和元年10月2日(水) 9:00~16:45
- 会場 : 茨木市福祉文化会館3階302号室 (茨木市駅前4-7-55)
- 内容 : 労働安全衛生法第60条第1号~第3号
第1号:作業方法の決定および労働者の配置に関すること
第2号:労働者に対する指導または監督の方法に関すること
第3号:労働災害を防止するために必要な事項(労働省令で定めるもの)
- 受講料 : 会 員 13,090円【講習料11,100円 同消費税1,110円、テキスト代880円(税込)】
非 会 員 14,190円【講習料12,100円 同消費税1,210円、テキスト代880円(税込)】
※ 令和元年10月開催より消費税10%
- 募集人数 : 30人
- 申込み : 裏面の申込書に必要事項を記入しFAXしてください。
- 支払い : (1)茨木労働基準協会支部まで持参 } いずれの方法でも可
(2)現金書留
(3)銀行振込み

(公社)大阪労働基準連合会 茨木労働基準協会支部
〒567-0881 茨木市上中条2-5-37 すばるビル301号
TEL:072-622-8487 FAX:072-621-5763
りそな銀行茨木西支店
受講料振込先 口座番号(普通)1135303
(公社)大阪労働基準連合会 茨木労働基準協会支部

令和 年 月 日

(公社)大阪労働基準連合会 茨木労働基準協会支部 宛
FAX:072-621-5763

職長(第一線監督者)安全衛生教育受講申込書

事業所名			
所在地	〒		
TEL		FAX	
担当部署		担当者名	

受講番号 (記入不要)	ふりがな	生年月日	現住所
	受講者名		

※ 受講料の支払いについて下欄のご希望の方法に○印をお入れください。

支払い方法	茨木労働基準協会 支部まで持参	現金書留	銀行振り込み
-------	--------------------	------	--------

※ テキストは受講当日、会場でお渡します。